

コンクリート殻集積場への搬入方法について

【搬入場所】 渡嘉敷村字渡嘉敷 2184-2（村道大谷線）

【搬入対象】

- ①村内にある居住用一般住宅及び倉庫等を取り壊した場合（公共工事に発生したものを除く）に発生するコンクリート殻（要申請）
- ②草木類（申請不要）

【搬入方法】

- ①コンクリート殻を集積場へ搬入する際は、その都度搬入物を担当職員が確認する必要がありますので、民生課窓口へお越してください。
- ②「コンクリート殻搬入申請書」に記載し、提出してください。
※村外に搬出する場合を除く
- ③搬入手数料の納付書を発行しますので、会計課にて納付をお願いします。
- ④鍵の貸出記録簿に記入してください。集積場の鍵をお貸しします。
- ⑤搬入後は、速やかに民生課へ鍵を返却してください。

【搬入時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

【搬入手数料】 1 m³ 12,000 円 （令和 8 年 4 月 1 日より）

【注意事項】

※鉄筋や廃材等が含まれているコンクリート殻は搬入できません。

※日をまたぐ搬入はできません。

※コンクリート殻（草木類除く）は、原則閉庁日（土日・祝祭日）の搬入はできません。希望される場合は、事前に連絡をお願いします。

※草木類の搬入申請は不要ですが、鍵の貸出記録簿への記入は必要です。

※災害等による搬入については、手数料が減額・免除になる場合がありますので、民生課へお問い合わせください。